

家庭ごみ搬入受付センター ご利用の手引き

1. 受け入れ（搬入）について

- ・周南市内の家庭から排出されたごみを、ご自身が直接施設に搬入する場合のみ受け入れができます。

2. 受け入れ（搬入）できないもの

- ・周南市のごみ出しルールに適合しないもの

- ・適正に分別されていないもの

搬入する際は、周南市のごみ出しルール（ごみの分別方法）に基づき、適正に分別を行い、市の指定袋を使用して持込みください。（※袋に入らない大型ごみは除く）

- ・事業系のごみ（事業活動に伴って生じたごみ）

事業を休業（廃業）した、他者から譲り受けたものであっても、事業活動に伴って生じたごみは受け入れできません。

※ 事業活動とは、製造業や建設業、事務所、商店、飲食店、工場、ホテル、農業など営利を目的としたものだけでなく、N P O 法人、病院、社会福祉法人など公共公益事業等の活動も含まれます。なお、自治会、スポーツ少年団、サークル等の活動も事業活動に含まれます。

- ・市外から排出されたごみ。
- ・ご自身に代わり他者が搬入する場合。

3. 場内での分別について

- ・場内での分別はできません。

分別がなされていない場合は、持ち帰りのうえ再分別してください。

4. 搬入物の確認

- ・搬入物の確認の際、車両ドアの開閉、搬入物の積み下ろし等は搬入者ご自身でお願いいたします。

- ・複数の搬入物がある場合は、「可燃物」「不燃物」に分けて積載していただくことで、確認・搬入作業をスムーズに行うことができます。

- ・多量に搬入される場合や搬入物の種類によっては発生場所等を確認する場合がありますので、事前にご相談ください。

※多量ごみ（例）軽トラックに満載しての持込み

※家屋の解体（リフォーム）等により生じた廃材（例）瓦礫、バスタブ、システムキッチンなど

※その他、一般家庭での使用や個人の趣味の範囲を超えると思われるものの持込み

5. その他（自己搬入に当たってのお願い）

- ・本人確認ができる書類をご持参ください。（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・同居以外の親族の方のごみを持ち込む場合、本人確認書類に合わせ、ごみの排出先を確認できる書類が必要です。（郵便物、公共料金の請求書など）
- ・大型車両での搬入はできません。（最大積載量 2 トン未満の車両で搬入してください）
- ・ご利用に際しては、係員の指示に従ってください。
- ・事故防止のため場内への進入・退出時は安全運転にご協力ください。
- ・定期収集に排出可能なごみは、収集日のごみ出しにご協力ください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指の消毒、マスクの着用にご協力ください。
- ・ご利用の時間帯によっては大変混雑し、お待たせする場合がありますので、お時間には余裕を持ってお越しください。（土曜日、受付時間終了間際など）
- ・お電話等によるお問合せでは、搬入物の確認ができないため、受け入れ可否の判断は、現地係員が行いますのでご了承ください。